

行政評価機能の抜本的強化に向けた検討資料

平成22年2月17日
第1回 行政評価機能強化検討会

機能強化の基本的考え方

- 行政評価局の担う各機能（行政評価機能）は、いわば政府のレビュー機能として、行政の改革・改善を促し、国民に信頼される公正で透明、簡素で効率的な質の高い行政の実現に資する役割を担っている。

他方、政治主導・国民主導の確立、税金の無駄使いの徹底排除等に向け、従来からの行政システムの転換が求められている中、行政評価機能については、機能をより十全に発揮する必要性が指摘されており、行政に対する国民の信頼回復のため、機能強化を図り、政府全体のレビュー機能の質の向上に資することとする。

- このため、

- ① 政策評価については、その各省における定着状況を踏まえ、情報公開の徹底を通じた各省の説明責任の向上、予算編成等に真に役立つ機能の強化へと重点化し、
- ② 行政評価局による調査機能について、その特性を活かし、国民視点からの行政の改革・改善に資する指摘を一層積極的・戦略的に行うべく拡充、実施にあたっては「説明責任」を重視することにより、

内閣を支援する機能を強化。

その際、国民視点の徹底のため、国民からの調査テーマ公募、タイムリーな情報発信等に留意。

※ 具体化・実行に当たっては、年金記録問題の動向等の状況変化に留意して柔軟・適切に対応。

- 抜本的機能強化の具体的内容については、政務三役、有識者によるオープンな議論を経て、「行政評価等プログラム」（行政評価局の業務運営等の方針として毎年度策定）に盛り込み。

（※）このうち、政策評価に関する基本的事項、政策評価法に基づき総務省が行う評価の22年度以降のテーマ選定については、政策評価・独立行政法人評価委員会（政策評価分科会）への必要的付議事項

行政評価機能の全体像

○政策評価推進機能

・・・P.3

政策評価に関する基本的事項の「企画立案」 （総務省設置法4条16号）

各府省が行う政策評価の「推進」、「点検」
（総務省設置法4条16・17号、政策評価法3・4・12条）

○「行政評価局調査」機能

・・・P.7

複数府省にまたがる政策の「評価」
政策効果の把握を基礎として、必要性、効率性、有効性の観点から、政策自体の見直し・改善を実施
（総務省設置法4条17号、政策評価法12条）

各府省業務の実施状況の「評価・監視」
政策に基づく業務の実施状況について、合規性、適正性、効率性の観点から行政運営の見直し・改善
（総務省設置法4条18号）

○行政相談機能

・・・P.9

国民からの行政に関する相談の「受付・解決」 （総務省設置法4条21号）

行政相談委員との「連携」 （総務省設置法4条22号、行政相談委員法7条）

○独立行政法人評価機能 【政策評価・独立行政法人評価委員会】

・・・P.11

中期目標期間終了時の主要な事務事業改廃の勧告、年度評価への意見
（独法通則法32条5項・35条3項）

→ ○行政評価局調査のテーマ選定 ・・・ P.13

○中期的課題の検討（現行制度の枠組を超えた検討が必要となる組織・体制、法制度等の中期的課題について、引き続き検討）（注）

（注）中期的課題として考えられるもの：①総務省設置法に基づく調査対象、調査権限の在り方、②行政相談委員制度の在り方、③政策評価・独立行政法人評価委員会の在り方、④行政評価・監視に係る審議機関、⑤局の名称、組織・体制

政策評価推進機能

- 政策評価法の下、各府省が所掌する政策について自ら実施する評価の推進・向上を図るとともに、各府省が行った評価の点検を実施

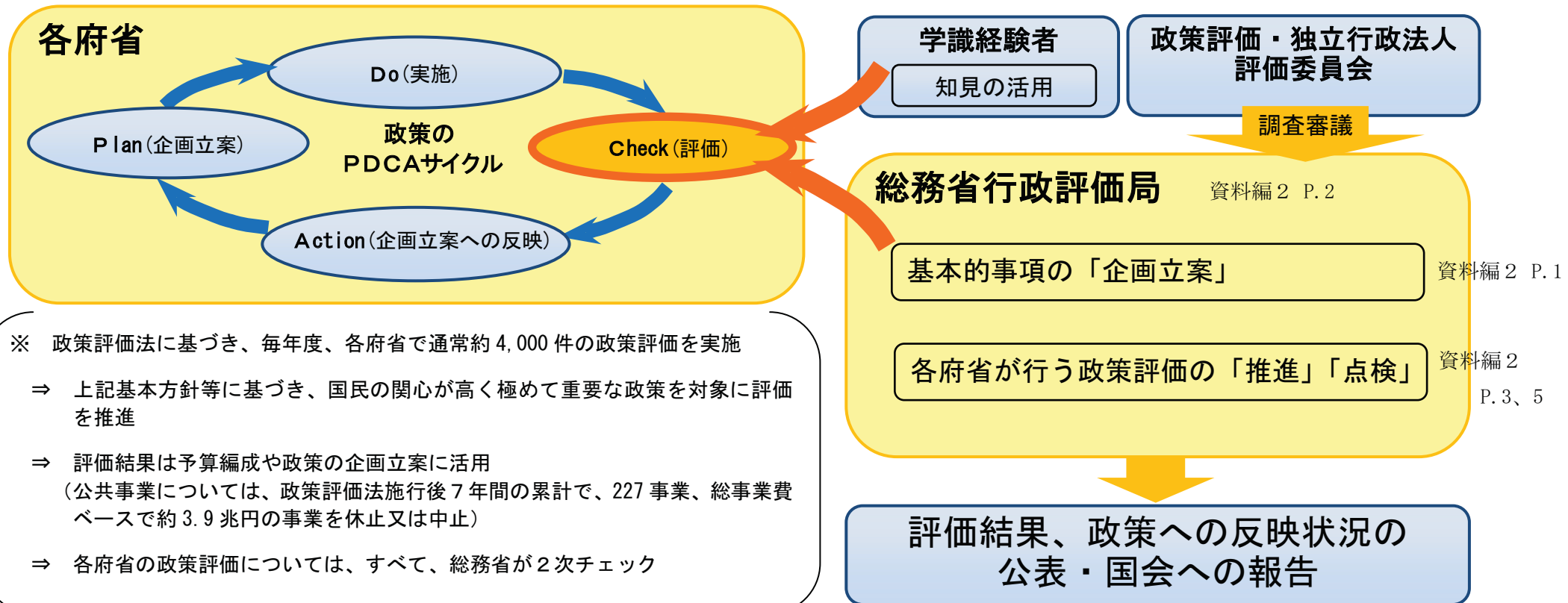
政策評価法のほか、同法施行令、政策評価に関する基本方針（閣議決定）、政策評価の実施に関するガイドライン等で制度の枠組を規定

目 的

【「プラン偏重」の行政への反省から、2001 年の中央省庁等改革に伴い導入】

- 国民本位の効率的で質の高い行政の実現
- 国民的視点に立った成果重視の行政への転換
- 国民に対する行政の説明責任の徹底

※「政策評価に関する決議」（15. 7. 18 参議院本会議）、「政策評価制度の見直しに関する決議」（15. 6. 22 参議院本会議）において、政策評価の一層の充実が求められている。



具体的方策

資料編 2 P. 7

1 政策評価に関する情報公開の推進

- 政策評価に関し①公表すべき情報の種類、内容及び範囲や公表の方法、②各府省の政策評価に関する会議を含めた取組過程の公開ルールを明確にするため、新たにガイドラインを策定。

（政策評価・独立行政法人評価委員会（政策評価分科会）への必要的付議事項）

- ※ 各府省の政策評価には、評価結果を裏付けるデータが記載されていないものなどがあり、外部検証を可能にしているとはいえない状況。
- ※ 各府省における政策評価の取組過程についても透明性を高めるべきとの指摘あり。

（評価書の作成に当たっては、評価の際に使用したデータ、仮定、外部要因等についても明らかにするとされている。（「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定））
政策評価の基礎となるデータなど評価に関する情報について、入手しやすさに配慮した形で公表するとされている。（「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 17 年 12 月 16 日政策評価各府省連絡会議了承））

2 成果志向の目標設定の推進

資料編 2 P. 9

- 政策達成目標明示制度の導入を踏まえ、政策評価においても、成果志向の目標設定の推進に取組。
- 政策達成目標明示制度の達成目標を踏まえ、政策評価においてこれと整合するよう対象政策を設定していくなど、適切な役割分担と連携・補完。

（政策評価・独立行政法人評価委員会（政策評価分科会）への必要的付議事項）

- ※ 「予算編成等の在り方の改革について」（平成 21 年 10 月 23 日閣議決定）において、「政策達成目標明示制度」を導入することを明記。

（政府として最優先すべき政策について、国民に対する成果を目標として定め、達成度を評価する制度。目標については、マニフェストの工程表に掲げられた主要な事項を中心に、最優先の目標を厳選するとされている。）

- ※ 政策評価のこれまでの取組をみると、国民に対する成果（アウトカム）の目標設定が不十分。
- ※ 政策評価を通じて積極的に政策の改善・見直しに取り組む、意欲を高めることができる環境整備についても検討が必要。

3 事前評価の拡充

現在、政策評価法に基づく事前評価の義務付け対象政策は、①研究開発、②公共事業、③ODA、④規制

【租税特別措置関係】

- 事前評価の義務付け対象政策として、租税特別措置を追加するため、必要な制度改革。

(政策評価・独立行政法人評価委員会(政策評価分科会)への必要的付議事項)

※ 「租特透明化法案」(昨年の通常国会で民主党が提出し、審議未了廃案)において、租税特別措置の事前評価の義務付けを規定。

※ 現内閣の下、租特透明化法案を踏まえ、必要な制度改革を行うこととされ、「平成22年度税制改正大綱」(平成21年12月22日閣議決定)で、租税特別措置について政策評価を厳格に行うことが明記。

【規制による競争状況への影響分析関係】

- 「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」(平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承)において推進することとされている規制による競争状況への影響の把握・分析について、公正取引委員会の協力を得て、試行的な取組を新たに開始。

(政策評価・独立行政法人評価委員会(政策評価分科会)への必要的付議事項)

4 政策評価のチェックの重点化

- ①政策達成目標明示制度の下で定められた政策達成目標に密接に関連する政策に係る評価、②租税特別措置に係る評価、③公共事業に係る評価など点検対象を予算編成に役立つものに重点化。

(政策評価・独立行政法人評価委員会(政策評価分科会)への必要的付議事項)

※ ①目標が数値化等により具体化されているかなど評価に求められる要件を満たしているかどうかの点検、②評価結果を導く理論が明確であるかなど評価の内容が妥当なものとなっているかどうかの点検を全体的に実施。

5 政策評価の推進における現地調査機能の活用

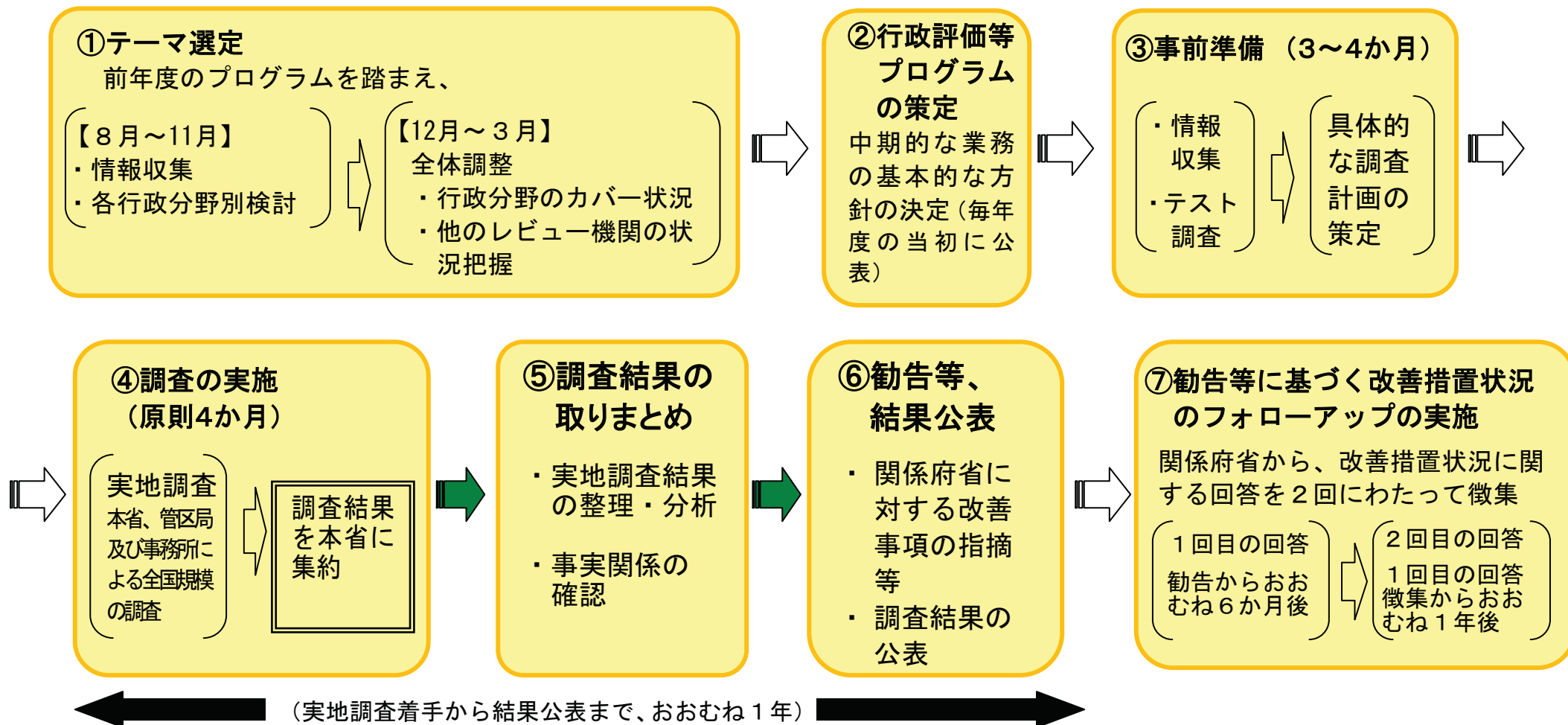
- 公共事業に係る評価等についての点検の効果を高めていくため、管区行政評価局・行政評価事務所において、それぞれの地元における個別具体的な公共事業について、現地情報を基にして、問題がありそうな事案の見極めを付け、必要があればそれに係る実態の調査等を行うことを検討。
(年金記録問題への対応状況に留意)

「行政評価局調査」機能

（複数府省にまたがる政策の「評価」、各省業務の実施状況の「評価・監視」）

標準的な調査の実施の流れ（現状）

※ 行政評価・監視の標準的な調査の例：資料編2 P. 17、18 機動的な調査の例：同 P. 19
 ※ 複数府省にまたがる政策の評価の例：資料編2 P. 20



※ テーマは、各年度のプログラムで3年分を掲載、毎年度ローリング方式で見直し。（現在、行政評価・監視は単年度計画。複数府省にまたがる政策の評価は法定により3年計画）

近年は「年金記録問題」への対応のため、年間6本程度の実施（平常時は、年間12本程度を目途に実施。）

具体的方策

閣議等の議論を通じた調査の推進

（確証把握の充実・実効性確保）

- 調査予定のテーマや調査結果に基づく勧告等を閣議・副大臣会議・政務官懇談会等において報告。
- 調査対象府省の協力が不十分な場合、問題状況を政務三役から指摘。

（改善措置状況のフォローアップ）

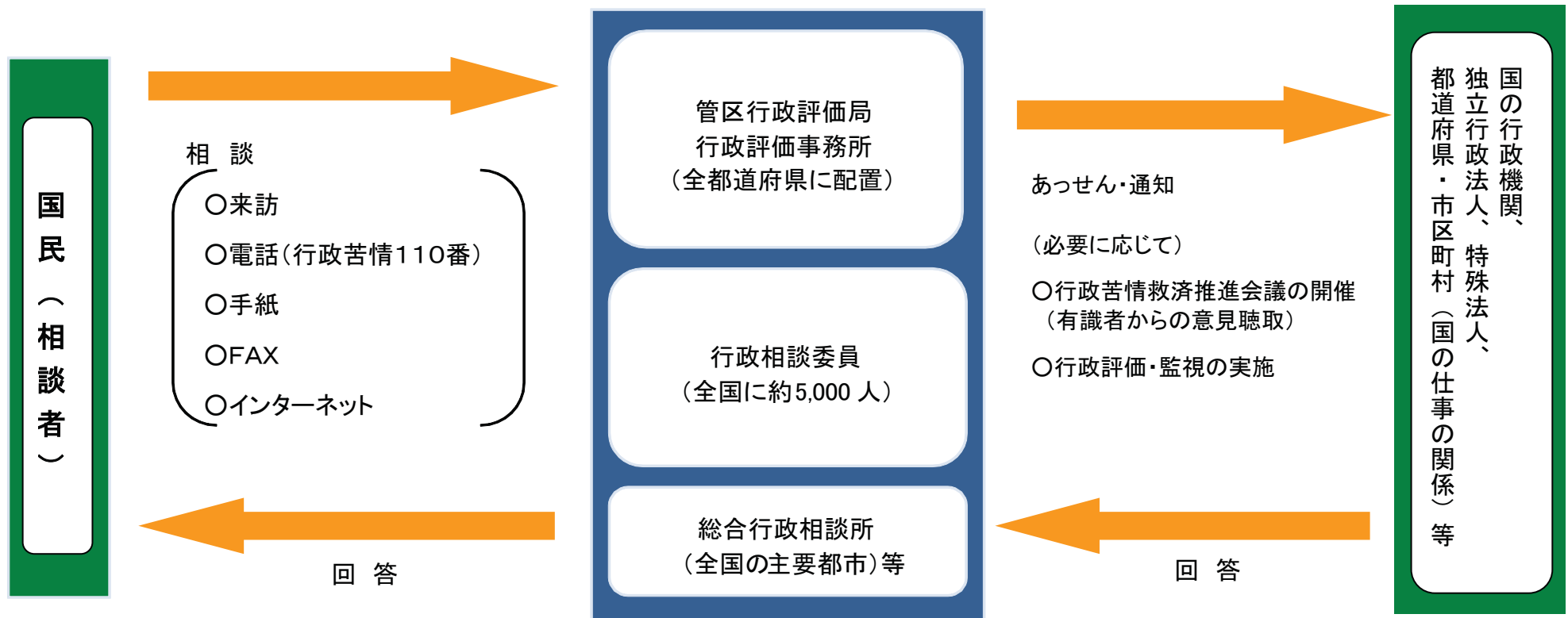
- 勧告等による改善効果をフォローアップ。
改善が不十分であれば、閣議・副大臣会議・政務官懇談会等における議論を通じ、改善措置の実施を徹底。
- 必要な場合は、内閣総理大臣に対する意見具申権限を行使。
- ※ 上記方策のみでは不十分と認められる場合、調査対象、調査権限の見直しも必要。

「機動調査チーム」の設置等「行政評価局調査」機能の多様化

- 緊急・臨時の案件に機動的に対応し得る体制、運営を整備し、「機動調査チーム」を設置
（例、「契約の実質的な競争性確保緊急調査」（原口総務大臣指示。平成 21 年 11 月 30 日行政刷新会議に報告、全府省に総務大臣通知））
 - 各年度のプログラムであらかじめ実施を予定している調査についても、状況に応じ柔軟に調査計画を見直し、調査の迅速化を図るとともに、常時監視活動を展開。
 - 地域に身近な国の行政運営上の課題を取り扱う調査（地域計画調査）等において、行政相談機能との連携を強化し、行政相談を端緒とした調査を積極的に実施。
 - 改善措置状況が不十分な場合、必要に応じ追加調査を実施。
-
- 外部有識者から成る「年金業務監視委員会」の調査審議を踏まえ、年金記録問題に関する対応策の着実な実施や日本年金機構の業務の適正・確実な執行について監視を強化。【実施中】
 - 年金運用独法の運営の在り方について厚生労働省検討委員会に対応等【実施中】

行政相談機能

- 国に対する苦情や意見・要望を受け付け、関係行政機関等へのあっせん、行政苦情救済推進会議や行政評価局調査機能の活用等により、個々の苦情の解決や行政の制度及び運営の改善を図る。



具体的方策

資料編 2 P. 21

行政相談委員との協働の充実

- 行政相談委員との協働を充実させることにより、行政の制度・運営の改善を求める国民の声・ニーズを積極的に把握。このため、地方公共団体や各種相談機関等との連携の強化等の課題への対応方策を計画的に具体化。

資料編 2 P. 28

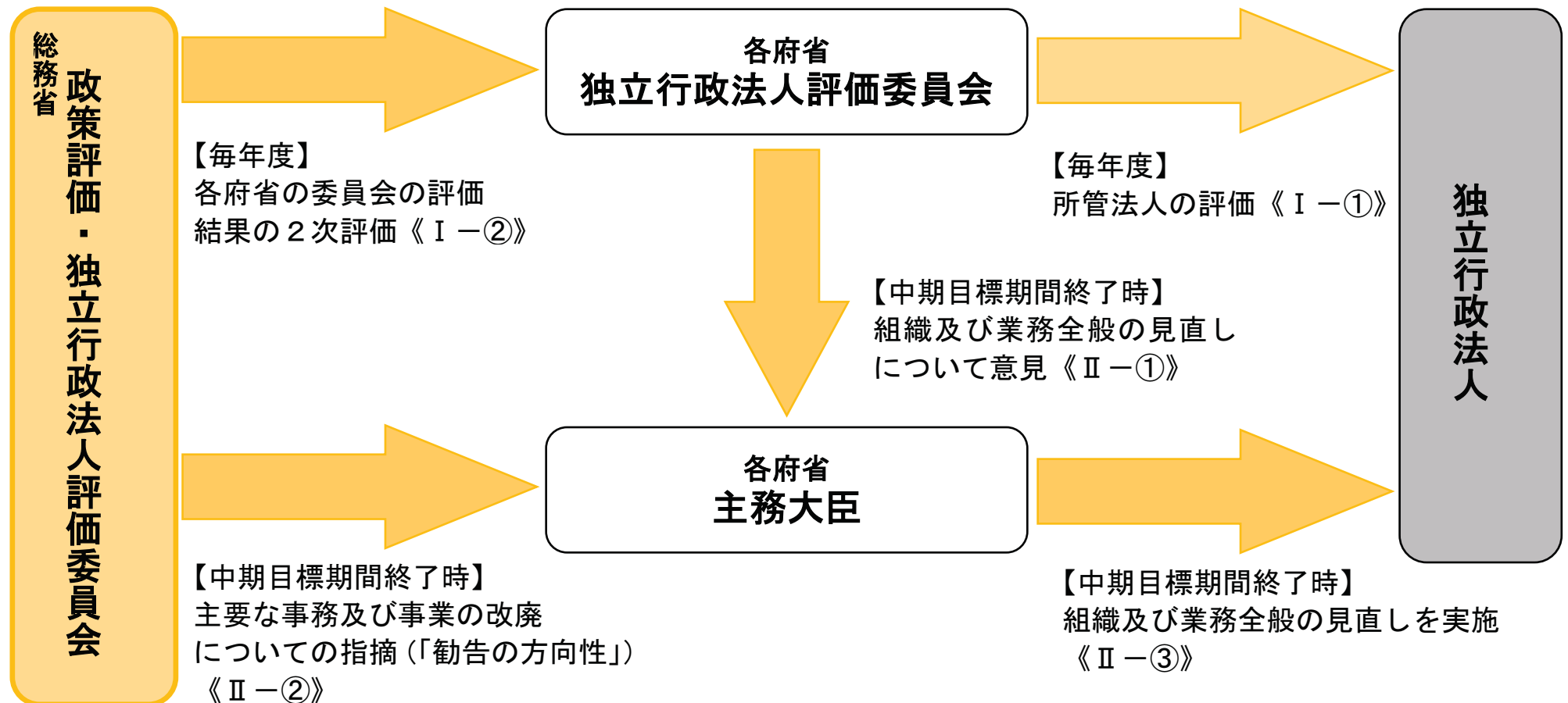
行政の制度及び運営の改善の積極的推進

- 行政評価局・行政苦情救済推進会議の調査・分析体制を強化し、行政相談により把握した行政の制度・運営の改善を求める国民の声・ニーズに適時的確に対応することにより、行政の制度及び運営の改善を積極的に推進する。

独立行政法人評価機能

独立行政法人の評価は、独立行政法人通則法に基づき、第三者機関である「各府省の独立行政法人評価委員会」と「総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「政独委」という。）」により実施

政独委は、「Ⅰ. 各法人の業務実績に関する２次評価」を行い、「Ⅱ. 中期目標期間終了時には法人の事務及び事業の改廃について指摘」を実施。総務省行政評価局では、同委員会の庶務の事務を所掌



今後の取組

- 独立行政法人通則法に基づく政策評価・独立行政法人評価委員会における独立行政法人評価の活動を推進
 - ・ 中期目標期間終了時の業務の見直し（平成 22 年度は 43 法人）
 - ・ 毎年度の各府省独立行政法人評価委員会の業務実績の評価についての二次評価（全法人）
- 平成 22 年度に行う業務実績評価の重要視点として、次を反映する方向で検討
 - ・ 保有資産の見直し（不要資産の売却、資産の有効活用等）
 - ・ 内部統制の充実・強化
 - ※現在、局内の研究会で独法における内部統制の在り方について検討中（2 月中にも取りまとめ予定）
- 独立行政法人のマネジメント改革の検討について行政刷新会議と連携

資料編 2 P.34

資料編 2 P.35

行政評価局調査の従来のテーマ選定の視点

内閣の重要方針を踏まえ、国民視点を徹底し、国民の関心の高いテーマを選定

◎ 当局の調査・改善機能の特性を効果的に活用

- 全国的な実地調査（個別事例の積上げから確証を得て問題点を把握）による実態の把握が有効なもの
- 府省横断的、あるいは特に「第三者性」が必要とされるなど、各府省のみでは実施が困難なもの
- 過去の調査実績を踏まえ、極力、各府省の所管行政分野全般をカバー。特定の行政分野に偏らないよう、バランスも考慮。また、継続的な調査が求められるものに対応

◎ 政府部内の他のレビュー機能との整合的な効果発揮

- 会計検査院のデータ、検査結果等の活用
- 他の機関では取り上げられないテーマを選定
- ◇ 政策評価は、行政事務を分担管理する各行政機関の政策が対象（行政機関による評価手続の適用がなじみにくいことから、内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画立案・総合調整を行う内閣官房等は対象外）

◎ 機動性の発揮が必要なテーマへの対応

- 重要課題への機動的な対応が必要な案件及び国民からの苦情、事故・災害、不祥事件等の発生などの臨時・緊急案件に対し、必要に応じ、臨時チームを編成し対応。
(例.「契約の実質的な競争性確保緊急調査」(原口総務大臣指示。平成 21 年 11 月 30 日行政刷新会議に報告、全府省に総務大臣通知))

※ テーマは、各年度のプログラムで3年分を掲載、毎年度ローリング方式で見直し。(現在、行政評価・監視は単年度計画、複数府省にまたがる政策の評価は法定により3年計画)
近年は「年金記録問題」への対応のため、年間6本程度の実施（平常時は、年間12本程度を目途に実施。）

行政評価局調査の「なじみやすさ」の度合い

高

- 全国的規模での実態把握が必要なもの
- 継続的な実施が必要なもの
- 府省横断的、あるいは特に「第三者性」が必要とされるなど、各府省のみでは実施が困難なもの
- 緊急性が求められるもの
- 極めて専門性が高いもの
- 実態調査より、むしろ「ロジック」の構築が求められるもの
- 論点がおおむね出尽くしており、高度の大きな政治判断に依らしめているもの
- 特定箇所など個別事業のみに係るもの
- 総合調整権限を背景に実施する方がより効果的なもの
- 政策評価法で、政策評価の実施主体とされていないもの（①内閣の重要政策に関する基本的な方針等に関する企画立案や総合調整を行う機関、内閣補助機関たる内閣府、②人事院、③会計検査院）

低

行政評価局調査「なじみやすさ」の度合い